

とやま未来創造県民会議設置要綱

(目的)

第1条 人口減少を克服し、富山県の自然、文化・産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造するため、とやま未来創造県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「とやまの未来創生戦略」（仮称）の検討に関すること。
- (2) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、委員40名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、経済界及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(役員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、会議を進行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(顧問)

第7条 県民会議に顧問を置く。

- 2 顧問は、知事が委嘱する。

(特別委員)

第8条 必要な意見を聴くため、県民会議に、特別委員を置く。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(地域部会及び観光分科会)

第9条 県民会議に地域部会及び観光分科会を設置する。

- 2 地域部会及び観光分科会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(事務局)

第10条 県民会議の事務局は、富山県観光・地域振興局地方創生推進室に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。